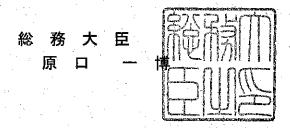




諮問第2003号 平成22年6月3日

情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 高 橋 温 殿



諮問書

株式会社ジェイコム関東から、平成22年4月28日付けで有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第3条第2項の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があった。

これについて審査した結果、同法第4条第1項各号の規定に適合し、かつ、同法 第5条各号の規定に該当していないと認められる。よって、同法第3条第1項の規 定により許可することとしたい。

上記のことについて、諮問する。

(1)申請の概要

| 夕 | 1 47 11/10/15/ | 1/1 | 性子会社ジェノコノ即志 | | | |
|------------|---|----------------|--|-----------------------|--------|--|
| 名=== | | - 称 | 株式会社ジェイコム関東 | | | |
| 所 | 在 | 地 | 東京都千代田区丸ノ内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー | | | |
| 申請 | 年 月 | 日 | 平成 22 年 4 月 28 日 | | | |
| | | | 神奈川県秦野市は、人口約17万人、世帯数約7万世帯、面積約104 k ㎡、 | | | |
| | | | 伊勢原市は、人口約 10 万人、世帯数約 4 万 1 千世帯、面積約 56 k ㎡の地 | | | |
| 設置を必要とする理由 | | | 方都市である。 | | | |
| | | | 当該地域に有線テレビジョン放送施設を設置することは、地上放送、B | | | |
| | | | Sデジタル放送、CSデジタル放送のほか、自主放送を通じて地域情報を | | | |
| | | | 提供するとともに、既存共聴施設(約3千8百世帯)の受信障害を解消す | | | |
| | | | ることとなり、住民の利便性を高め、両市が高度情報化都市となることに | | | |
| | | | 資するものであるため。 | | | |
| 施 設 区 域 | | | 神奈川県秦野市及び伊勢原市の各一部(別紙参照) | | | |
| 区域内, | 人口・世界 | 帯数 | 人口 247, 353 人 世帯 10 | 2, 295 世帯(平成 22 年 1 , | 月現在) | |
| | | | 神奈川県秦野市 (区域内地上アナログ) | | | |
| | | | 神奈川県相模原市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| | | | 神奈川県茅ヶ崎市の一番の「テレビ神奈川」 | | | |
| | 受信空 | 中線 | 神奈川県川崎市の大学(放送大学) | | | |
| | | | 東京都練馬区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| | | | 東京都杉並区 | | | |
| の主設た | | | 東京都小金井市の地域(地上デジタル) | | | |
| 置る場 | 主 たる設置場所本 へッドエンド | | 神奈川県秦野市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| 所 備 | | | 神奈川県相模原市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| | | | 神奈川県茅ヶ崎市の大田の(共用ヘッドエンド) | | | |
| | | | 東京都練馬区の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 | | | |
| | | | 東京都杉並区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| | | | 東京都小金井市の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 | | | |
| | | | 神奈川県川崎市の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 | | | |
| | 演奏 | 所 | 神奈川県茅ヶ崎市 | | | |
| 設置 | 完了予定 | 2 | 設置完了予定 | 引込端子の数 | | |
| 及び | 施設の規 | 塻 | 平成 23 年 5 月 31 日 | 81, 000 | | |
| 施工 | の方 | 法 | 委託 | | | |
| 保守 | の方 | 法 | 同上 | | | |
| | | | T V 111ch | | | |
| | <u>《</u> 内 | | ✓ 自主放送 3ch | (うちデジタル 2ch) | | |
| | | | 地上放送 18ch (うちデジタル 10ch) | | | |
| 放 送 | | 容 | BS放送 10ch | (全てデジタル) | | |
| | | | CS放送 80ch | (全てデジタル) | | |
| | | | ラジオ 7ch | | | |
| | | | FM放送 7ch | | | |
| 伝送路の形態 | | | H F C方式 | 上限周波数 | 770MHz | |
| | する周波数 | | 周波数配列図のとおり | | | |
| L | | | | | | |

| | | | 第1年目 | 第2年目 | 第3年目 | 第4年目 | 第5年目 |
|-----------------|-------|----------------|--------|------|------|----------|------|
| | 事 業 収 | 入 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 契 約 | 料 | | | | | |
| | 利 用 | 料 | | | | | |
| | 施設使 | 用料 | | | | | |
| | 放 送 | 料 | | | | | |
| | 番組制 | 作料 | | | | | |
| | そ の | 他 | | | | | |
| | 事 業 外 | 収 入 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | | | | | | |
| 事業収支見積 | 計 | | | | | | |
| (単位:千円) | 事 業 支 | 出 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (単位:十円 <i>)</i> | 人 件 | 費 | | | | | |
| | 物件 | 費 | | | | | |
| | 修繕費 | | | | | | |
| | 道路占用 | 月料 | | | | | |
| | 電柱等例 | 使用料 | | | | | |
| | 電気料 | | | | | | |
| | 番組制作 | F費 | | | | | |
| | 番組購入 | 費 | | | | | |
| | 借料 | | | | | | |
| | 事務費 | | | | | | |
| | 販売費 | | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| | 支 払 利 | 息 | | | | | |
| | 租税公 | 課 | | | | | |
| | 事業税 | | | | | | |
| | 減価償去 | 可費 | | | | | |
| | 事 業 外 | 支 出 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| | 差引利益 | (欠損) 金 | | | | | |
| | 法人 | —————— 税等 | | | | | |
| | 税引後 | 利益金 | | | | | |
| | 税引後繰 | 越利益金 | | | | | |
| 建設資金の調達 | 約 | 円 | (自己資金) | | | | |
| 料金(予定) | 契約料 | な | にし | 利月 | 月料 | 4, 389 F | 円/月~ |

神奈川県秦野市

本町一丁目から三丁目まで、河原町、元町、末広町、入船町、曽屋一丁目、曽屋二丁目、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町一丁目、桜町二丁目、水神町、ひばりヶ丘、富士見町、新町、鈴張町、緑町、清水町、上今川町、今川町、大秦町、室町、今泉台一丁目から三丁目まで、下落合、三屋、鶴巻北一丁目から三丁目まで、鶴巻南一丁目から五丁目まで、南矢名一丁目から五丁目まで、並木町、弥生町、春日町、沼代新町、柳町一丁目、柳町二丁目、若松町、萩が丘、曲松一丁目、曲松二丁目、渋沢一丁目から三丁目まで、渋沢上一丁目、渋沢上二丁目、千村一丁目から五丁目までの各全域

曽屋、上大槻、平沢、今泉、尾尻、西大竹、落合、名古木、東田原、西田原、鶴巻、北矢名、南矢名、下大槻、羽根、菩提、横野、戸川、松原町、堀西、堀川、堀山下、渋沢、栃窪、千村の各一部

神奈川県伊勢原市

板戸、桜台一丁目から桜台五丁目まで、伊勢原四丁目、東大竹一丁目、東大竹二丁目、白根、大住台一丁目から三丁目まで、東成瀬、高森台一丁目から三丁目まで、高森一丁目から七丁目まで、沼目一丁目から沼目七丁目までの各全域

東大竹、池端、田中、岡崎、八幡台一丁目、八幡台二丁目、 伊勢原一丁目から伊勢原三丁目まで、上粕屋、西富岡、神戸、串 橋、坪ノ内、笠窪、三ノ宮、下糟屋、東富岡、粟窪、高森、石田、 見附島の各一部

(2) 審査の結果等

ア 審査の結果

本件申請について、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号。以下「法」という。)第4条第1項の許可の基準及び法第5条各号の欠格事由に関し、有線テレビジョン放送法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第69号)に照らし審査した結果は次表のとおりであり、関係法令に合致するものと認められる。

| ものと認められる。 | | |
|---|----------|--|
| 有線テレビジョン放送法関係審査基準 | 審査 結果 | 事 由 |
| (欠格事由) 第3条 施設の設置の許可を受けようとする者は、 法第5条各号に定める欠格事由に該当しない者で あることとする。 【法第5条各号】 | 適 | 本件申請者等については、法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)及び有線電気通信法(昭和28年法律第96号)の罰則等を受けた者ではなく、欠格事由に該当しない者と認められる。 |
| (施設区域) 第4条 施設区域(施設を設置し、当該施設により 有線テレビジョン放送の業務を行うための区域を いう。以下同じ。)は、一の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の19第1項に規定する指定都市 にあっては、区とする。以下「市町村」という。)ごとに、その区域の全部とするものであること とする。ただし、次の各号に掲げる基準のいずれ かを満たす場合は、この限りではない。 | | 以下のとおり適切であると認められる。 |
| (1) 一の市町村の人口集中地区の大半が施設区域に含まれており、かつ、当該市町村内において施設区域としない区域(申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等に照らし、施設区域としない特別の事情が認められる区域に限る。)の扱いについて、当該市町村の全域を施設区域とすることが原則であることを踏まえた将来計画が明らかにされていること。 (2) その全域が施設区域である市町村((1)の基準を満たす施設区域が属するものを含む。)の区域が合併等により変更された場合、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない場合のの異数が全角などの共享に | 適 | 施設区域には、神奈川県秦野市及び伊勢原市それぞれの人口集中地区の9割以上が含まれるものであり、一の市町村の人口集中地区の大半が施設区域に含まれている。また、施設区域は、山間部等人口の分布が乏しく需要の見込みが低い区域に限られているため、変区域としない特別の事情が認められるものであり、かつ、その区域の扱いについて、今後、施設区域を拡張し、両市の全域を施設区域とする将来計画を立てている。したがって、本申請は施設区域に係る基準を満たすものであると認められる。 |
| 場合その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし市町村の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合において、当該市町村の区域のうちその事情に照らして施設区域とすることが適切であると認められる区域以外の区域が含まれるものでないこと。 | | |
| (3) テレビジョン放送の共同受信施設又は受信障害解消のため同時再送信業務を行うことを目的とした施設(以下この号において「共聴施設」という。)の設置が必要となる区域以外の区域が含まれるものでないこと。ただし、共聴施設が市町村の全域を施設区域とする施設を含む。)と接続されるものである場合は、その接続の目的が地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の整備であるときに限り、かつ、当該共聴施設と接続する施設の施設区域が属する市町村に隣接する市町村の区域を含むものであること。 【法第4条第1項第4号】 | | |

(施設計画の合理性及び実施の確実性)

- 第5条 施設の施設計画は、次の基準に照らし合理 的であり、かつ、その実施が確実であると認めら れるものであることとする。
 - (1) 申請に係る施設区域が、当該地域で申請者が 予測する需要の見込み及び分布の状況等からみ て、適切に設定されていること。
 - (2) 施設区域内の送信施設、幹線及び中継増幅器 の配置は、当該地域で申請者が予測する需要の 見込み及び分布の状況等と見合っていること。
 - (3) 施設の設置に伴い、道路等を占用し、他人の 電柱等に共架し又は他人の土地等を使って設置 することとなる場合は、道路等の占用許可、電 柱等の共架承諾若しくは他人の土地等の使用承 諾を得ているか又は得る見通しがあること。

なお、他人の電柱等に共架する場合であって、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなるときは、電柱等の共架承諾等において、幹線の共架方法その他同一区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置するための方策が具体的に明らかにされていること。

- (4) 設備の設置場所は、地域開発、治山治水、文 化財保護等の関係法令からみて、設置が可能で あると認められる場所であること。
- (5) 施設を設置しようとする者は、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものであること。

2 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。)第9条の登録を受けた者及び第16条第1項 の規定による届出をした者(以下「電気通信事 業者」という。)の加入者系光ファイバ網を利 用する施設を設置する場合にあっては、前項の 規定によるほか、電気通信事業者の加入者系光 ファイバ網を利用することが他の手段に比較し て、著しく合理性を欠くものでないこと。

【法第4条第1項第1号】

各項目について、以下のとおり適切であると 認められる。

適 施設区域は、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等を勘案した上で、神奈川県秦野市及び伊勢原市それぞれにおける人口集中地区の9割以上を含む地域に設置する計画であり、適切であると認められる。

適

適

谪

適

送信施設、幹線及び中継増幅器は、施設区域 全域に対応できるよう、申請者が予測する需要 の見込み及び世帯分布に見合った箇所に配置す ることとされており、適切であると認められる

施設の設置において必要な道路占用、電柱共 架等については、国土交通省、神奈川県、秦野市 、伊勢原市、東京電力株式会社及び東日本電信 電話株式会社から内諾等を得られていることか ら、支障ないものと認められる。

一部の設備は河川区域にかかるため、河川法に基づく許可が必要であるが、既に河川管理者との協議は終了しており、許可を得られる見込みである。この他に地域開発、治山治水、文化財保護等の関係法令上、設備の設置が禁止されている場所や、設備の設置の手続が必要となるような場所に設備を設置する計画はないことから、問題ないと認められる。

申請者である株式会社ジェイコム関東は、有線テレビジョン放送業務を行うことを主たる目的として、株式会社ジュピターテレコムの出資により設立された法人であり、かつ、当該事の内容が当該者の定款に明記されており、また、東京都、千葉県、群馬県及び神奈川県の他の行政区域において既に有線テレビジョン放送業務を行っていることから有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものと認められる。

本施設は、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を使用するものではないので審査の対象外である。

(施設の技術上の基準)

第6条 施設は法第4条第1項第2号の技術上の基準に適合するものであることとする。なお、当該 基準のうち次の掲げるものに関する審査は、次に よることとする。 適 法第4条第1項第2号の技術上の基準への適合について、申請書に添付された技術資料及び機器仕様書と有線テレビジョン放送法施行規則第2節の技術基準の各規定との適合性を確認した結果、特段の問題はないと認められる。

※ 施設の設置完了後、業務開始までに、当該施設において実際に測定した値を提出させることとする。

なお、次の項目に関する審査については、適 合しており問題ないものであると認められる。

(1) 有線テレビジョン放送法施行規則第18条第2項に規定する技術上の基準について、放送局の行うテレビジョン放送(デジタル放送を除く。) 又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波の受信空中線の出力端子におけるレベルは、当該レベルを電界強度から求める場合、次式によるものであること。

E 0 = E f + G A + K [d B] E 0: 出力端子の信号レベル

Ef:受信電界強度 GA:受信空中線利得

K : 換算値(別表 1 により求める。)

(2) 有線テレビジョン放送法施行規則第22条第 2項に規定する技術上の基準について、複数の 光を多重して伝送する場合の光の波長は、別表 2に掲げるものであること。

【法第4条第1項第2号及び有線テレビジョン放送 法施行規則第2節】 受信空中線の出力端子におけるレベルは、施設に使用する受信空中線と同様のものを用いて 実測等をした結果、基準を満足しており、支障ない ものと認められる。

本施設は、光波長多重によって有線テレビ ジョン放送を行うものではないため審査の対 象外である。

(経理的基礎及び技術的能力)

第7条 経理的基礎及び技術的能力は、次の基準に 照らして施設を確実に設置し、かつ、適確に運用 するに足りると認められるものであることとする

(1) 経理的基礎

ア 工事費及び建設資金の調達

施設の設置に伴う工事費は施設設置工事の 施工業者の見積等により適切に計上されてお り、これに見合う建設資金の調達は適切に行 われるものであること。

イ 事業収支見積

施設の設置許可申請に係る事業収支見積は、申請者が行う事業採算性の見積を基本とし、各収支項目の積算根拠が明確かつ合理的なものであること。

各項目について、以下のとおり適切であると 認められる。

工事費については、施工業者の見積等により 適切に計上されている。これに見合う建設資金 は自己資金により調達することとしており、申 請者は、貸借対照表、損益計算書等から判断し て、自己資金に十分な余裕があることから、支 障なく調達されるものと認められる。

事業収入については、加入率をグループ他社の加入実績から、 年間年目で約 % % 条 年目で約 % % と見込んでは、 おり、それに基づく利用料からの収入を基本に見積もっていることから、加入見込み及びそれに基づく事業収入の見積は、 適正なものであると認められる。

事業支出については、放送に必要な諸経費の ほか、人件費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に計上されており、適正なもの であると認められる。

これらを基礎として算出した見積りは、開局 ■年目(平成■■年度)で単年度黒字となる

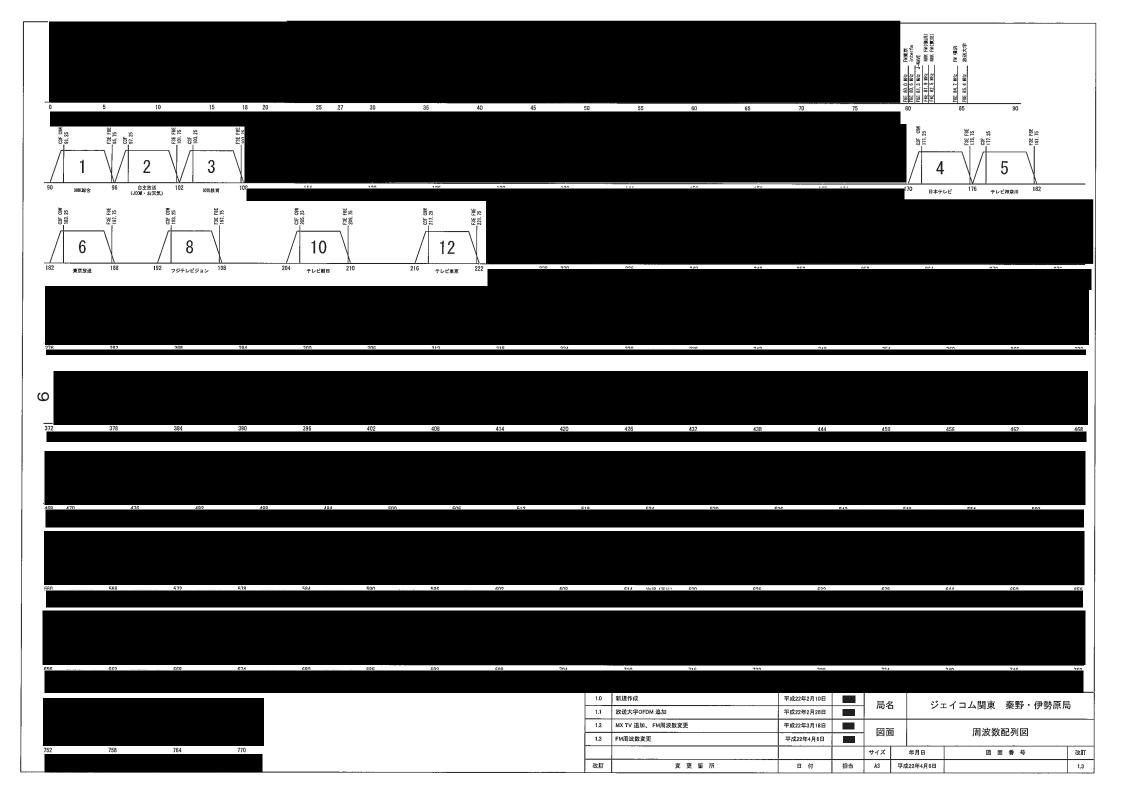
適

| | | ことを予定しており、その後も毎年一定の利益 を確保する見通しとなっており、事業運営に支 障ないものと認められる。 |
|---|---|---|
| なお、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、複数の有線テレビジョン放送事業者が業務を行うことを考慮した加入見積を前提として作成されたものであること。 | - | 当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施 設が設置される予定はないため、審査の対象外 である。 |
| また、テレビジョン放送の受信障害解消を 目的とした施設であって、受信者の団体等が 当該施設を設置し、同時再送信のみを行う場 合の施設の設置許可申請に係る事業収支見積 については、受信障害の原因者が業務の運営 に要する費用の全額を負担する旨の契約を受 信者の団体との間で締結している場合は、事 業年度ごとの業務の運営に要する費用の額及 び支払いの時期が明らかにされていること。 | - | 本施設については受信障害の解消のみを目的とするものではないため、審査の対象外である。 |
| ウ 資金計画 資金計画は、有線テレビジョン放送業務が 継続的に運営されていくための資金の裏付け としての利益、増資収入等の資金収入と欠損 、建設費等の資金支出に関して、資金の出入 の計画が適切なものであること。 | 適 | 本申請に係る資金計画は、資金収入をすべて申請者の自己資金で賄うこととしており、資金収支の見積額及び資金収入と資金支出のバランスにかんがみて、適切であると認められる。 |
| (2) 技術的能力 ア 施設の設置工事及び保守の担当者は、実務経 験等からみて十分な技術的能力を有すると認 められる者であること。 | 適 | 施設の設置工事及び保守については、(株)テクノロジーネットワークスに委託する予定である。同社はケーブルテレビに関する工事及び保守を問題なく履行した実績があり、施設の設置工事及び保守の担当者については、十分な経験と技術的能力を有する者であると認められることから、適当であると認められる。 |
| イ 保守体制は、緊急保守にも対応できる体制 となっており、当該施設を保守するに十分な 要員が確保されているものであること。 【法第4条第1項第3号】 | 適 | 申請書に添付された緊急保守連絡体制等の内容から判断した結果、自社及び委託事業者において、緊急保守に対応できる体制を設定することとしていることから、当該施設を保守するに十分な要員が確保されていると認められる。 |
| (施設設置の適切性) 第8条 施設を設置することが、その地域の地理上のまとまり、難視聴の状況、地域のコミュニケーション手段に対する需要の状況、生活・文化圏としての地域の一体的なまとまり等の事情に照らして、必要かつ適切であると認められるものであることとする。 | 適 | 当該施設は、神奈川県秦野市及び伊勢原市において大容量の双方向情報通信基盤を整備し、地上波の再送信、多チャンネル放送サービス、既存共聴施設の受信障害の解消を行なうことに加え、行政情報や地域情報を扱うコミュニティチスンネル等の自主放送やインターネットサービ視、 VoIP電話等を提供することにより、難視聴対策等による情報格差の是正や市民の生活・文化の向上や地域経済の活性化に資するものであり、当該施設の設置は必要かつ適切であると認められるものである。 |

- 2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは 地方公共団体又はこれらにより支配される者にあっては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準(平成20年総務省令第29号)第13条第1項の規定によるものとする。
- 申請者は、一般放送事業者若しくは地方公共 団体から支配を受けるものではないので、審査 対象外である。

【法第4条第1項第4号】

- イ 関係都道府県の意見(法第4条第2項) 別添のとおり。(広第9号(22.5.26))
- ウ 設置期間の指定(法第6条第1項) 平成23年5月31日





総務大臣殿



有線テレビジョン放送施設の施設設置について(回答)

平成22年4月30日付関通放有第725号により照会のありました、標記のことについて別紙のとおり回答します。

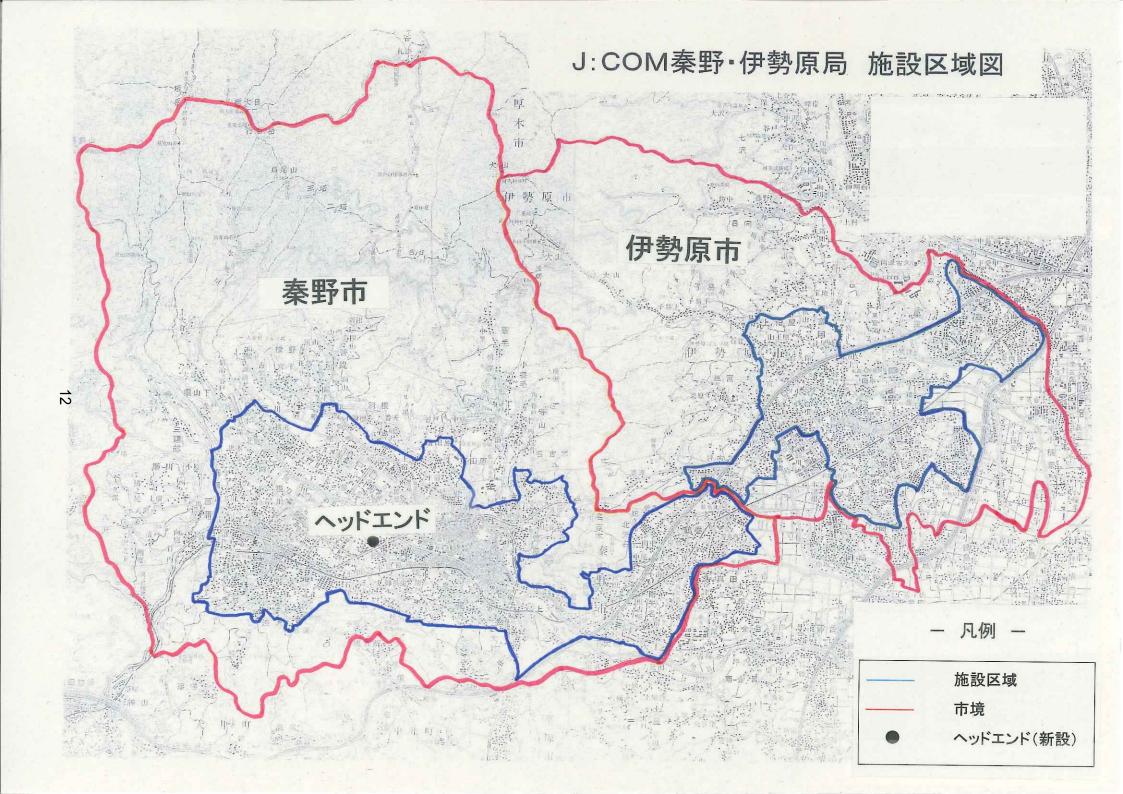
問い合わせ先 県民局企画調整部広報課 テレビ・ラジオグループ 伊藤、原田 電話 045-210-3666 別添の申請の概要を参照の上、次の事項について該当する番号を○で囲み、ご意見がある場合はご意見等を記載 してください。

照会事項

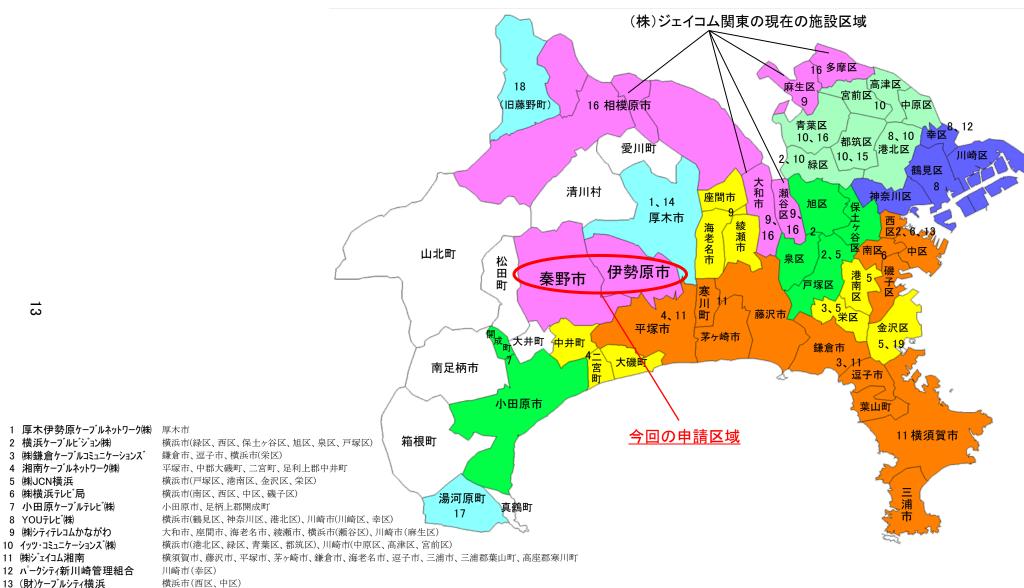
- 1 申請のとおり有線テレビジョン放送施設(以下「施設」という。)を設置することについて、地域住民の生活 利便性の向上及び福祉の増進等の観点から神奈川県として問題と考える点の有無。
- (1) 問題はない (特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください)
- (2) 問題がある (その内容及び理由について詳細に記載してください) その内容及び理由

- 2 上記の他、国が有線テレビジョン放送法第4条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による審査を行う上で、この施設の設置について神奈川県として問題と考える点の有無
 - (1) 問題はない (特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください)
- (2) 問題がある(その内容及び理由について詳細に記載してください) その内容及び理由

意見記入欄(1 (1) または2 (1) で施設の設置に問題がないと考える場合)



神奈川県のCATV整備状況(平成22年3月末現在)



14 (株)厚木テレコムパーク

厚木市

15 (株)横浜都市みらい 横浜市(都筑区)

16 (株)ジェイコム関東 相模原市、大和市、横浜市(青葉区、瀬谷区)、川崎市(麻生区、多摩区)

17 (株)伊豆急ケーブルネットワーク 18 上野原テレビ共和会

足柄下郡湯河原町 相模原市(旧藤野町)

19 パークシティ金沢八景管理組合

横浜市(金沢区)